

注記

1 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

ア 有形固定資産

(ア) 減価償却の方法

定額法

(イ) 主な耐用年数

建物 15～38年

構築物 10～60年

機械及び装置 6～20年

車両運搬具 4～5年

工具器具及び備品 3～14年

イ 無形固定資産

(ア) 減価償却の方法

定額法

(イ) 主な耐用年数

水利権 20年

(2) 引当金の計上方法

「京都府公営企業引当金取扱要領」に基づき計上している。

ア 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末における退職手当の要支給額に相当する金額を計上している。

イ 修繕引当金

平成25年度末以前に計上されていた修繕引当金を計上している。

ウ 賞与引当金及び法定福利費引当金

職員の期末・勤勉手当の支給及びこれに係る法定福利費の支払いに備えるため、当年度末における支給（支払）見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4箇月分）を計上している。

エ 貸倒引当金

予定貸借対照表に未収金の計上があるが、債務者が限定され、かつ、これまで貸倒実績もないため、貸倒引当金を計上していない。

(3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

2 リース契約により使用する固定資産

リース会計に係る特例措置

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

3 その他の注記

引当金の取り崩し

(1) 退職給付引当金の取り崩し

当年度において、退職手当として20,166千円を支給するため、退職給付引当金を取り崩す。

(2) 賞与引当金及び法定福利費引当金の取り崩し

当年度において、賞与引当金及び法定福利費引当金から3,500千円を取り崩す。